

長 第 537 号  
平成 23 年 9 月 9 日

各保険者の長  
各広域振興局保健福祉環境部等の長  
各介護保険サービス事業者の代表者  
岩手県介護支援専門員協会会長

} 様

岩手県保健福祉部長

### 【東日本大震災関係】

東日本大震災の被害者の児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の施行について（通知）

このことについて、厚生労働省老健局長から別添写しのとおり通知がありましたので、適切な対応についてよろしく申し上げます。

記

#### 1 通知の趣旨

下記の指定等について、平成 23 年 3 月 11 日から 8 月 30 日までに有効期間が満了するものの満了日を 8 月 31 日まで延長する措置が講じられていたところ、平成 24 年 2 月 29 日まで再延長する措置が講じられたもの。

- (1) 指定居宅サービス事業者の指定
- (2) 指定地域密着型サービス事業者の指定
- (3) 指定居宅介護支援事業者の指定
- (4) 指定介護老人福祉施設の指定
- (5) 指定介護療養型医療施設の指定
- (6) 指定介護予防サービス事業者の指定
- (7) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
- (8) 指定介護予防支援事業者の指定
- (9) 介護支援専門員証の交付
- (10) 介護老人保健施設の許可

#### 2 留意事項

- (1) 8 月 31 日までの措置と異なり、再延長措置を行うためには、書面による満了日延長の申し出が必要であること。
- (2) 通常の手続きにより指定等の更新ができるものについては、再延長措置を適用せず、指定等の更新を行うこと。

担当	長寿社会課介護福祉担当
電話	019-629-5441
FAX	019-629-5444